平成２２年（フ）第８４６号
広島市西区庚午南１丁目28番５号
債務者　亀井　亮一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６６号
広島市中区舟入本町４番９―207号
債務者　永田　恒久
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７４号
広島市安佐北区可部南１丁目２番１―301号
債務者　橋根　義廣
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７５号
広島市安佐北区可部南１丁目２番１―301号
債務者　橋根サツミ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９４号
広島市安佐北区深川３丁目３番11号
債務者　鶴田奈保子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６号
広島県三原市本郷南２丁目15番11号　リバーコートＢ棟102号室
債務者　大上　敏郎
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
香川県高松市出作町173番地３
債務者　奈良眞智子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４０４号
香川県高松市寺井町1328番地　県住Ｙ10―９
債務者　森元　智春
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５１９号
愛媛県東温市志津川155番地２　オーキッドテラス志津川401号
債務者　瀬尾　靖介
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５２１号
愛媛県伊予市下吾川410番地６棟26号
債務者　三谷　智也
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５２４号
愛媛県伊予市上吾川甲36番地３
債務者　西田　清澄
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３１号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野1710番地１
債務者　武智　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５４３号
愛媛県松山市小坂５丁目６番18号　アミューズハウス久保101号
債務者　河端　盛和
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５４５号
愛媛県松山市南高井町1491番地　真光園、住民票上の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬2951番地
債務者　大野　優誉
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５４号
愛媛県松山市余戸南６丁目２番８号　余土南団地１棟43号
債務者　國井　忠則
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５７号
愛媛県松山市高岡町630番地５　三英ビル402号
債務者　泉　須美男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７３９号
北九州市八幡東区枝光３丁目14番34号
債務者　片岡　頼満
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０１５号
北九州市若松区山ノ堂町11番15号
債務者　藤本　和子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部